

秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議（第1回）議事要旨

1 日時

平成23年1月5日（水）午前9時30分から午前11時までの間

2 場所

総理官邸4階大会議室

3 出席者

（委員）

縣 公一郎	早稲田大学政治経済学術院 教授
櫻井 敬子	学習院大学法学部 教授
長谷部 恭男	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
藤原 静雄	筑波大学法科大学院 教授
安富 潔	慶應義塾大学法科大学院 教授

（政府側）

仙谷 由人	内閣官房長官
植松 信一	内閣情報官

4 議事概要

（1）内閣官房長官挨拶

情報保全の徹底については、従来から政府を挙げて取り組んできたところであるが、先般、尖閣沖漁船衝突事件のビデオ映像の流出事案が発生するなど、政府の保有する情報がネットワーク上に流出し、極めて短期間に世界規模で広がる事案が発生している。加えて、過去においても、外国情報機関等の情報収集活動による情報の漏えい事案が発生しており、事態は極めて深刻である。

こうした状況を踏まえ、先般、「政府における情報保全に関する検討委員会」を設置し、秘密保全に関する法制の在り方について議論を開始した。

本有識者会議は、検討委員会における検討に資するため、秘密保全法制の在り方に関し、専門的な知見をお持ちの有識者の方から御意見をいただくために開催するものである。

秘密保全に関する法制は、厳し過ぎると知る権利や取材の自由等との関係で問題を生じ、緩過ぎると情報漏えいにより国家・国民の利益が失われかねず、非常にデリケートな問題である。

しかしながら、情報漏えいに関する脅威が世界的にも高まっている今、この問題から目を背けることはもはや許されないと言わなければならない。

政府としては、国民の理解をきちんと得ながら、真摯に法制の検討を進めて参りたいと考えているので、我が国にふさわしい秘密保全法制の在り方について、慎重かつ積極的な議論をいただきたい。

(2) 座長の指名

政府における情報保全に関する検討委員会委員長の仙谷内閣官房長官により、早稲田大学政治経済学術院教授の縣委員が座長に指名された。

(3) 秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議の運営について

会議は非公開とすること、議事要旨は原則として公開すること等が決定された。

(4) 事務局説明

事務局から、配付資料に基づき、有識者会議の設置の経緯と位置付け、秘密保全法制の検討スケジュール及び秘密保全法制の意義について説明した。

(5) 意見交換

委員からあった主な発言は、次のとおり。

政府の説明責任を果たすという基軸を守りつつ、秘密保全を図っていくことが重要である。

公の仕事を外部に委託する場合等、法制の対象とする範囲に民間がどのように関わってくるのか整理する必要がある。

諸外国との比較で言えば、アメリカのような厳格なセキュリティクリアランス制度は重要であると考えられる。

政府の説明責任との関係から、未来永劫秘密に指定しておくことはできないため、秘密の指定や解除といった手続的なことについてもよく考えないといけない。

法制を考えるに当たっては、地方自治体の情報公開条例との関係にも配慮する必要がある。

防衛秘密以外の保全を要する秘密のカテゴリーとして、国際テロ関係の情報のような警察に係る秘密がある。また、海上保安庁に係る秘密のような防衛と警察の中間的なカテゴリーもある。

法制の検討に当たっては、「情報」と「秘密」を整理して議論する必要がある。

法制化に当たっては、国民・マスコミの理解を得ることが重要であり、きちんとした説明をすることが必要である。

法制では範囲を絞った一定の部分の秘密を対象とすることが適切と考えられる。なお、情報セキュリティに関するガイドライン等の既存の基準に基づく情報全般の管理を実効的に行うことも重要である。

秘密保全には、法制による措置以外に、秘密を守ろうとする組織内部の士気が重要であり、職員の教育やカウンセリングを含めた総合的な問題としてとらえる必要がある。

報道の自由や取材の自由といった憲法上の問題を考慮することは必要であるが、法令上の制度を作る段階では考慮できることとできないことがあるため、実効性のある秘密保全のための制度を作った上で、最終的にはそれらの問題は解釈、運用に委ねざるを得ない面がある。